

当法人元従業員に対する解雇および首都圏なかまユニオンとの係争案件について

元従業員のI氏が、当法人のなした解雇の有効性および解雇に至る交渉過程の適法性を争い当法人に対して起こしていた訴訟について、東京高等裁判所が当法人の主張を全面的に認め、I氏の請求を棄却したことを、令和2年3月2日付でお知らせしておりました。

I氏は、この東京高等裁判所の判断を不服として最高裁判所に上告をしておりましたが、令和2年11月13日付で最高裁判所がI氏の上告を棄却した旨の通知を受領しました。これにて当法人によるI氏の解雇が合法・適切であることについての司法判断が確定いたしました。

当該案件について、上記司法判断には異なる一方的な主張や誤った情報が流布されておりますので、皆様に正確に状況を把握いただきたくここにお知らせいたします

当法人は引き続き、関係法令に則り、適切な労務管理の実施をしつつ、質の高い福祉サービスの提供に努めてまいりますのでよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

令和2年11月20日

社会福祉法人新
理事長 阿部広治